

日医発第 2122 号(健Ⅱ)

令和 5 年 2 月 8 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

松 本 吉 郎

(公印省略)

令和 4 年度「女性の健康週間」に対する協力依頼について

今般、厚生労働省健康局長より、令和 4 年度「女性の健康週間」の実施について、周知、協力方依頼がありました。

本事業は、女性の健康づくりに関する知識の向上と、女性を取り巻く健康課題に対する社会的関心の喚起を図るため、毎年 3 月 1 日から 8 日までを「女性の健康週間」と定め、今年度は「大人の相談室～女性の更年期障害って？～」をテーマとし、女性の健康週間実施要綱に基づき、国及び地方公共団体、関係団体等社会全体が一体となって、各種の啓発事業及び行事等を実施するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、郡市区医師会等への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます

健発 0126 第 2 号
令和 5 年 1 月 26 日

公益社団法人 日本医師会 会長

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

令和 4 年度「女性の健康週間」に対する協力依頼について

標記について、別添（「女性の健康週間の実施について」の全部改正について）（平成 26 年 1 月 31 日付け健発 0131 第 45 号厚生労働省健康局長通知）により、毎年 3 月 1 日から 8 日までを「女性の健康週間」と定め、女性の健康に関する知識の向上と、女性を取り巻く健康課題に対する社会的関心の喚起を図るための国民運動を展開しています。今年度は、「大人の相談室～女性の更年期障害って？～」を女性の健康週間のテーマとしました。

ついては、貴会においても、その趣旨を御理解の上、御協力のほどよろしくお願ひします。取組の際には、女性の健康を支援するための情報提供ホームページ「女性の健康推進室 ヘルスケアラボ」^(注1)や今後掲載を予定しているスマート・ライフ・プロジェクト内の女性の健康週間に関する特設ホームページ^(注2)について、関係団体等へ周知し活用を促していただくよう、お願ひします。

また、本週間における各都道府県、管内市町村及び関係団体が実施（予定を含む）する女性の健康に関する啓発事業、行事等の取組状況を当省にて集約し、当省ホームページ、SNS 等^(注3・4)において広報を行うこととしましたので、関係団体への周知について、御協力をお願ひします。

なお、取組の実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 3 年 11 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。令和 4 年 11 月 25 日変更。）や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大の防止に留意し、適切に御対応ください。

注1： 厚生労働科学研究費補助金「多様な世代の女性に対する情報メディアを通じたアプローチの実践と情報発信基盤の構築に向けた研究」において開設している情報提供ホームページ。

<http://w-health.jp/>

(QRコード)



注2： <https://www.smartlife.mhlw.go.jp/>

注3： <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/woman.html>

注4： <https://twitter.com/MHLWitter>

(担当)

厚生労働省 健康局 健康課

加藤・小川

TEL： 03-5253-1111(代表) (内 2346・2396)

健発0131第45号

平成26年1月31日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省健康局長

(公印省略)

「女性の健康週間の実施について」の全部改正について

「女性の健康週間」は、平成20年に「新健康フロンティア戦略」を根拠として創設され、毎年3月1日から3月8日までを「女性の健康週間」として、女性の健康づくりを国民運動として展開してきましたが、平成25年度から平成34年度までの国民健康づくり運動（健康日本21（第二次））を今年度から開始したことに合わせ、別添「女性の健康週間実施要綱」に改正しますので、引き続き本週間への御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、各都道府県におかれましては、管内市町村及び関係団体に対する周知についても、併せてお願い申し上げます。

なお、平成20年1月28日健発第0128002号厚生労働省健康局長通知は、平成26年1月31日をもって廃止します。

女性の健康週間実施要綱

1. 名称

女性の健康週間

2. 趣旨

健康日本21（第二次）では、健康寿命と平均寿命の差である「日常生活に制限のある期間」は、女性の方が長いこと、また、妊娠中の喫煙は、妊婦自身の能動喫煙による健康被害と共に、胎児に対する「受動喫煙」による健康被害が明らかにされていること、さらに、子宮頸がんや乳がんの予防や早期発見が重要であることなど、女性には特有の健康問題が存在し、その対策が必要とされている。

これらを踏まえ、厚生労働省では、女性の健康に関する知識の向上と、女性を取り巻く健康課題に対する社会的関心の喚起を図り、「女性の健康週間」を通じて女性の健康づくりを国民運動とし、国及び地方公共団体、関係団体等社会全体が一体となって、各種の啓発事業及び行事等を展開することで、女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことを総合的に支援する。

3. 期間

毎年3月1日から8日まで

ただし、地域の実情による期間延長等の変更は差し支えない。

なお、3月8日は、1977年の国連総会において、女性の権利と世界平和を目指す「国際女性デー」と決議され、世界各国で記念行事や催しが開催されています。

4. 主唱

厚生労働省、（公社）日本産婦人科医会、（公社）日本産科婦人科学会

5. 協力

（1）関係府省等

内閣府、地方公共団体

(2) 関係団体

(公社)日本医師会、(公社)日本歯科医師会、(公社)日本薬剤師会、(公社)日本看護協会、(公社)日本栄養士会、(一財)日本食生活協会、(公社)全国結核予防婦人団体連絡協議会、(NPO)メノポーズを考える会、(NPO)更年期と加齢のヘルスケアのほか、上記の趣旨に賛同すると認められる報道機関及び営利を目的としない法人とする。

関係団体については、厚生労働省のホームページにおいて公表するものとする。

6. 実施の方法

(1) 厚生労働省

ア 関係行政機関、関係団体との緊密な連携の下に、女性の健康週間の全国的な推進を図る。

イ 報道機関等の協力を得て、女性の健康週間の広報・宣伝及び女性の健康づくりのための知識の普及を図る。

(2) 関係府省等及び関係団体

女性の健康週間の実施に当たっては、次に掲げる方法を参考にして地域の実情に応じて、創意工夫を凝らした効果的な広報・宣伝及び知識の普及活動等を行う。

ア 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、有線放送、行政の広報紙、関係機関紙、懸垂幕、ポスター及びパンフレット等による広報・宣伝の実施

イ 講演会、映画会、展示会、保健学級、栄養教室、運動教室、健康相談室等の開催による女性の健康づくりに関する正しい知識の普及

ウ 管内市町村及び関連団体に対する周知

7. 実施に当たっての留意事項

(1) 他の関係団体等と相互に緊密な連携を図り、女性の健康づくりの意識向上に資する運動を展開すること。

(2) 地域の実情に応じて、重点的に実施すべき事項を明確にした上で、広報手段を積極的に活用するなど、運動の効果的な推進を図ること。